

高知大学池知奨学金細則

平成16年4月1日
規則第292号

最終改正 令和5年3月17日規則第104号

(選考会)

第1条 高知大学池知奨学金規則（以下「規則」という。）による奨学生選考会（以下「選考会」という。）は、高知大学農林海洋科学部農林資源科学科の専任教員をもって構成する。

- 2 選考会の会務は、前項の学科長が総理する。
- 3 選考会は、規則に定めるもののほか、奨学金に関する重要な事項について審議する。
- 4 選考会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 選考会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会務を総理する者の決するところによる。
- 6 選考会の庶務は、総務部物部総務課職員において処理する。
- 7 前項までに規定するもののほか、選考会の運営に関し必要な事項は、選考会が定める。

(出願に必要な書類)

第2条 規則第6条の規定により奨学生願書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の謄本
- (2) 健康診断書
- (3) 学業成績証明書
- (4) その他選考会において必要と認める書類

(保証人)

第3条 規則第9条の規定により奨学生となる者が立てなければならない保証人は、父母兄弟又はこれに代わるべき者1人とする。

(返還の免除手続)

第4条 規則第17条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、同条の要件を具備していることを証する書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(届出)

第5条 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 復学したとき。
- (4) 他の学部若しくは学科又は他の大学に転じようとするとき。
- (5) 奨学金を辞退しようとするとき。
- (6) 退学しようとするとき。
- (7) 修学に堪えない程度の身心の故障を生じたとき。
- (8) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき。その他保証人に重要な事項の変動があったとき。

(雑則)

第6条 規則及びこの細則に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関する事項は、別に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月9日規則第20号）

この細則は、平成21年6月9日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月2日規則第38号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第104号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。